

内閣参質六〇第一号

昭和四十四年一月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員岩間正男君提出在日米軍基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩間正男君提出在日米軍基地に関する質問に対する答弁書

一、在日米軍基地の公表について

1 について

現在、米軍に提供している「施設及び区域」については、すべて公表している。

2 について

公表しない「施設及び区域」はなく、したがってその基準もない。

3 について

政府が昭和三十五年三月二十五日国会に提出した「合同委員会合意書に関連し実施されている主要事項」は、文字どおり合同委員会における合意に関連し実施されているものうち主要な事項であつて必ずしも合同委員会における合意そのものではない。

この「主要事項」中「刑事裁判管轄権に関する事項」のうち第五「施設又は区域の標示等に関する事項」(一)後段は、「区域又は施設の一覧表及び法律上の記述は、できるかぎり日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する」旨記述しているが「できるかぎり」という文言が米軍の使用する「施設及び区域」の軍事的性格により、一部公表しないこともあり得ることを予想していることは、事実であるが、しかし、問1に対する回答でも明らかかなように、かかる「施設及び区域」は、一切存在しない。

二、「個々の施設及び区域に関する協定」について

1 について

締結している。

2 (1)及び(2)について

行政協定発効後九十日以内に日米両国政府間で合意に達しないまま、米軍が使用することとなつたものは五十箇所であつた。

これらの施設のうち行政協定期間中に使用解除となつたものが十五箇所あり、提供の合意をみた三十五箇所についても行政協定期間中に十六箇所が返還されている。したがつて十九箇所が他の施設とともに地位協定第二條一項(b)の規定により新協定における「施設及び区域」とみなされたものあり、これら「施設及び区域」もそれぞれ「実施取極め」が締結されている。

3 について

「個々の施設及び区域に関する協定」では、施設番号、施設名、所在地、参照されるべき合同委員会合意覚書番号を、また、「実施取極め」では、施設番号、所在地、財産の明細、使用期間、引渡期日、引渡期間、受領機関等を明らかにしている。

4 について

「個々の施設及び区域に関する協定」及び「実施取極め」は、合同委員会関係文書であり、合同委員会

関係文書は原則として非公表扱いとすることが日米間で合意されているので、その全文を公表することはできない。

### 5及び6について

「施設及び区域」は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の目的に即して米軍の使用に供されているものであつて、通常、その使用目的を細かくきめていないが、演習場、射撃撃場のように周辺住民の安全に影響の強い「施設及び区域」については、米側と協議のうえその使用条件を明細にしている。

キャンプ王子については、一般陸上施設として米軍に提供しているので、米軍が病院として利用したことは、その使用目的に反するものとは考えない。

なお、「施設及び区域」はその主たる用途に即した名称で表示されることが適当であるので、現在提供中の「施設及び区域」のうちその名称が不適当なものについて検討中である。

### 三、米軍の海域使用について

#### 1 について

地位協定第二條一項(a)にいう「施設及び区域」には日本政府が提供した公有水面を含む。

提供水域の範囲については、地上の標点からの距離、又は緯度、経度等によつて、その範囲を明示して公表する方法をとつている。

2 について

別添資料一のとおりである。

3 及び 4 について

別添資料二のとおりである。

5 について

海上演習場のうちわが国の領海にあたる部分は、日本政府が提供した「施設及び区域」である。

#### 四、米軍の空域使用について

1 について

問二の 4 と同様の理由により、日本側の一存で全文を公表することはできない。

2 (1) について

米国政府については在日米軍司令官(第五空軍司令官)、日本政府にあつては防衛庁長官を指す。

(2) について

「防空識別圏」は、現在ない。

ご質問の趣旨のような「制限空域」及び「基地の離陸及び基地帰投に必要なとみなされる圏若しくは区」はない。

「空域制限」については、米軍機の飛行のために特定の飛行空域を予定し一定時間その経路及び高

度を他の航空機が飛行しないように隔離する管制上の措置をとつている。米軍からこの要求があつた場合には、一般の航空交通に混乱を生ぜしめないよう経路を調整し或いは時間及び高度を最少限にしほつて許可を与えている。

したがつてこのような制限は通常経常的なものではなく、時間の経過とともに消滅するものである。

### 3及び4について

米軍は米軍に提供された飛行場の周辺において進入管制業務を行なつているが、この空域は日本政府が提供した「施設及び区域」ではなく地位協定第六条十項に基づく「航空交通管制に関する合意」によつて米軍が進入管制業務を事実行為として行なうことを日米間で認めている区域にすぎない。したがつてこのような空域についても必要があるときには、いつでもわが国は進入管制業務を行ないうるものである。

### 五、在日米軍基地の「近傍」について

#### 1について

「路線権(Right of Way)」は、他人の土地を通過し若しくは通行することを内容とする地役権の一種であると解される。

#### 2について

「必要な措置」は、米側の要請に基づき「関係法令の範囲内で」とられるものであるが、具体的には、「施設及び区域」への出入のための地役権がある。

3 について

「必要な措置」としては、例えば地位協定第六条一項に基づく「航空交通管制に関する合意」によつて米軍が行なつている進入管制業務がある。

4 について

米側から要求されている航空障害制限地域及び弾薬庫周辺保安区域設定については、引続き慎重に検討中である。

5 について

米側から要求されている電波障害緩衝地帯設置要求については、電波障害に関する特別分科委員会を設け引続き慎重に検討中である。

六、米軍の民間空港等の使用について

1 について

地位協定上、米国の船舶及び航空機は日本国の港又は飛行場に出入することができることとされているがその解釈上合意議事録において日本国の港とは、通常「開港」をいうが、不開港への出入を禁じた趣旨ではない。

## 2 について

(イ) 紋別、釧路、十勝、苫小牧、室蘭、函館、乙部、小樽、留萌、稚内、青森、大湊、八戸、久慈、大船渡、秋田船川、館山、千葉、船橋市川、波浮、京浜、新潟、両津、伏木富山、七尾、敦賀、三國、熱海、伊東、下田、沼津、清水、蒲郡、名古屋、四日市、宮津、舞鶴、阪南、大阪、神戸、和歌山下津、境、浜田、岡山、宇野、水島、呉、江田島、広島、徳山下松、宇部、萩、関門、徳島、小松島、坂出、高松、宇和島、八幡浜、松山、今治、高知、博多、唐津、長崎、水俣、三角、別府、大分、佐伯、細島、油津、鹿児島、名瀬の七十四港。

(ロ) 稚内、帯広、函館、秋田、花巻、山形、新潟、東京国際、大島、三宅島、名古屋、大阪国際、広島、宇部、高松、松山、高知、大分、大村、福江、宮崎、鹿児島、屋久島、奄美の二十四空港。

## 3 について

地位協定第五条にいう「公の目的」とは、アメリカ合衆国政府の目的をいい、その認定は、協定の両当事国が行なり。

## 4 について

「日本国の当局」とは港湾管理者又は港長であり、「適当な通告」の内容は、船舶の名称、トン数、長さ、吃水及び出入港の日時である。

「通常の状態」でない状態とは、合衆国軍隊の安全のため又は類似の理由のため必要とされる例外的



な場合に限られる。

航空機の場合は、船舶とはその運行形態を異にするので、同様の通告義務は課さず、外国から飛来する一般の航空機と同じく飛行計画を事前に航空管制機関(運輸省)に通報させることにより措置している。

## 七、米軍、自衛隊による基地の「共同使用」について

### 1 (1) について

別添資料三のとおりである。

### (2) について

地位協定第二条四項(a)の規定に基づき日本政府又は国民が「施設及び区域」を使用する場合にも、米側は、「施設及び区域」の当該部分に対し、地位協定第三条に定めるいわゆる管理権を行使しうる と解される。ただし、かかる共同使用に関する日米間の取極に従い日本側が必要な措置をとる場合には、米側の管理権の行使は、その限度で實際上排除される。

### (3) について

地位協定第二条四項(a)に基づく共同使用が長期にわたつた場合であつても、必ずしも米軍が当該部分を将来とも必要としなくなつたものと断定はできない。

また、地位協定第二条四項(a)にいう「一時的」とは、実状に応じて考慮されるべきものであつて具

体的にどの程度の期間を指すかは、あらかじめ一概にはいえない。

2 (1) について

別添資料四のとおりである。

(2) について

自衛隊が「施設及び区域」を使用するのは、地位協定第二条四項(a)による場合に限定されてはいない。地位協定第三条一項によつても使用することができる。

3 (1) について

別添資料五のとおりである。

(2) について

地位協定の適用条項については、現存の当該「施設及び区域」に関する合意において、米軍の使用中は地位協定のすべての必要な条項を適用する旨規定されている。

(3) について

地位協定第二条四項(b)中の「一定の期間」とは個々に定められる期間を指すのであつて、具体的には、「個々の施設及び区域に関する協定」において、米軍の使用期間は年間何回何週間等明記されている。

(4) について

東富士演習場については、最近の使用実態に徴すれば、自衛隊の使用が増大し、米軍の使用頻度は極めて少ない。このような実態にかんがみ、演習場の管理は自衛隊とし、米軍も今後使用する計画があるので、これを地位協定第二条四項(b)により使用せしめることとして、地元の同意を得たりえ、今回、使用転換の措置をとつたものである。

(5)について

北富士演習場についても、自衛隊の演習場として必要であり、引続き米軍も使用の計画があるので、使用転換の措置を講じたいと考えている。

なお、この使用転換については、地元関係者の同意を得て円滑に措置したいと考え、日下鋭意折衝中である。

別添資料一

提供施設関係水域の面積

| 水域の名 称     | 面積(平方キロメートル) | 備 考                          |
|------------|--------------|------------------------------|
| 支笏湖水上訓練水域  | 〇・〇一         |                              |
| 三沢飛行場水域    | 〇・〇六         |                              |
| 小柴貯油施設水域   | 〇・九二         |                              |
| 広弾薬庫水域     | 〇・〇八         |                              |
| 秋月弾薬庫水域    | 〇・一二         |                              |
| 横須賀海軍施設水域  | 九・二六         |                              |
| 岩園飛行場水域    | 二〇・九七        |                              |
| 雁ノ巣空軍施設水域  | 二・三四         |                              |
| 佐世保海軍施設水域  | 三三・一一        |                              |
| 向後崎艦船監視所水域 | 一九・七七        |                              |
| 計 一 〇 水域   | 八五・六四        | 注 水域の面積は、正式に計測していないので、概数である。 |

(昭四四、一、八現在)

別添資料二

米軍海上演習場の位置及び面積等

| 区 域 名   | 位 置             | 面積(平方キロメートル) | 備 考     |
|---------|-----------------|--------------|---------|
| チャリリー区域 | 次の四点を結ぶ線で囲まれる区域 | 三、七二・六二      | 公海、領海の別 |
|         | ア、北緯三四度三五分      | 東経一四〇度一六分    |         |
|         | イ、北緯三四度〇八分      | 東経一四一度〇二分    |         |

(昭四四、一、八現在)

区域名

位

置

面積(平方キロメートル)

公海、領海の別

- ウ、北緯三三度四四分 東経一四〇度二三分
- エ、北緯三四度三一分 東経一四〇度〇八分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

デルタ区

- ア、北緯三五度〇二分 東経一三九度二二分
- イ、北緯三五度〇二分 東経一三九度三一分
- ウ、北緯三四度五二分 東経一三九度二二分
- エ、北緯三四度五二分 東経一三九度一五分

二二五・一〇 公海

フオクストロット区域

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

- ア、北緯三二度二〇分 東経一二八度四六分
- イ、北緯三二度二〇分 東経一二九度一〇分
- ウ、北緯三一度四七分 東経一二九度一〇分
- エ、北緯三一度四七分 東経一二八度四六分

二、三〇三・一四 公海

ゴルフ区

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

- ア、北緯三三度三五分 東経一二八度二五分
- イ、北緯三三度五六分 東経一二八度五六分
- ウ、北緯三三度四二分 東経一二九度一〇分
- エ、北緯三三度二一分 東経一二八度三九分

一、八四二・六五 公海

キロ区

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

- ア、北緯三五度一五分 東経一四〇度三〇分
- イ、北緯三五度一五分 東経一四一度一〇分
- ウ、北緯三五度〇〇分 東経一四一度一〇分
- エ、北緯三五度〇〇分 東経一四〇度三〇分

一、六八五・〇九 公海

リ マ 区 域

次の八点を順次結ぶ線で囲まれる区域

六、二五四・八一公海

ア、北緯三三度〇一分三〇秒 東経一三三度三八分

イ、北緯三三度〇九分 東経一三三度〇〇分

ウ、北緯三一度四八分 東経一三二度〇〇分

エ、北緯三二度〇二分 東経一三三度三〇分

オ、北緯三一度四二分 東経一三三度三〇分

カ、北緯三一度〇四分 東経一三二度〇八分

キ、北緯三一度二五分 東経一三二度〇八分

ク、北緯三一度三八分 東経一三二度三八分

次の五点を結ぶ線で囲まれる区域

四七・三二 領海、公海

マ イ ク 区 域

ア、北緯三四度三四分〇〇秒 東経一三八度五〇分四四秒

イ、北緯三四度三五分五五秒 東経一三八度五五分四五秒

ウ、北緯三四度三七分〇〇秒 東経一三九度〇〇分〇〇秒

エ、北緯三四度三五分一六秒 東経一三九度〇〇分〇〇秒

オ、北緯三四度三三分一五秒 東経一三八度五七分一八秒

ただし、神子元島燈台を中心とする半径五〇三メートル

(五五〇ヤード)の円形区域を除く。

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

一三〇・二 領海

ノ ベ ン バ ー 区 域

ア、北緯三五度一八分二八秒 東経一三九度四八分四〇秒

イ、北緯三五度一六分四二秒 東経一三九度四八分四〇秒

ウ、北緯三五度一六分四二秒 東経一三九度四六分一二秒

エ、北緯三五度一八分四二秒 東経一三九度四六分一二秒

区域名

位

置

面積(平方キロメートル)

公海、領海の別

イナンバ島対地訓練区域  
(対地射撃)

北緯三三度三八分四八秒、東経一三九度一八分一〇秒の点を  
中心とする直径一六、〇九〇メートル(一〇マイル)の円の内、  
東西両側を中心から各四、三三七メートル(三二マイル)の点  
を通る子午線で切り落した区域

一四・五四九 領海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

沼津乗下船及び積込積下

ア、北緯三五度〇六分三八秒 東経一三八度四八分五二秒

一三・五八 領海

訓練区域

イ、北緯三五度〇三分四六秒 東経一三八度四九分一六秒

ウ、北緯三五度〇五分〇五秒 東経一三八度四五分五二秒

エ、北緯三五度〇六分四二秒 東経一三八度四八分四四秒

中心点は、北緯三五度〇六分三九秒、東経一三八度四八分四  
八秒で両側へ一三七メートル(一五〇ヤード)

相模湾潜水艦行動区域

北緯三四度五七分東経一三九度〇九分の点と城島燈台を結ぶ  
線の北方全区域

一、二六五・〇〇 領海、公海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

佐世保湾訓練機雷敷設区  
域

ア、北緯三三度〇九分四五秒 東経一二九度一三分三〇秒

三・六二 公海

イ、北緯三三度〇九分四五秒 東経一二九度一四分四二秒

ウ、北緯三三度〇八分四二秒 東経一二九度一四分四二秒

エ、北緯三三度〇八分四二秒 東経一二九度一三分三〇秒

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

東京湾訓練機雷敷設区域

ア、北緯三五度三三分三〇秒 東経一三九度五八分〇四秒

二一・四三 領海

イ、北緯三五度三〇分〇〇秒 東経一三九度五八分〇四秒

海

土佐湾潜水艦行動区域

- ウ、北緯三五度三〇分〇〇秒 東経一三九度五五分〇〇秒
- エ、北緯三五度三二分三〇秒 東経一三九度五五分〇〇秒

北緯三三度一五分東経一三四度一分の点と北緯三二度四三分東経一三三度〇一分の点を結ぶ線の北西方全区域

四、五四四・〇〇 領海、公海

芦屋対地訓練区域(海上部分)

海上危険区域の東界は北緯三三度五二分五十六秒、東経一三〇度三八分一五秒の海岸上の点から真方位三五八度に引いた線、西界は北緯三三度五二分三〇秒、東経一三〇度三五分四二秒の海岸上の点から真方位三一四度に引いた線、北界は北緯三三度五二分四〇秒、東経一三〇度三七分一五秒の点を中心とする半径八、〇四五メートル(五マイル)の弧、南界は海岸上の二点間の海岸線のそれぞれをもつて囲まれる区域

五〇・五六 領海、公海

中部本州空戦訓練区域

(空対空)

- ア、北緯三六度四〇分 東経一四一度〇五分
- イ、北緯三六度四〇分 東経一四一度二一分
- ウ、北緯三六度〇〇分 東経一四一度二一分
- エ、北緯三六度〇〇分 東経一四一度〇五分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

一、七七〇・七四 公海

中部日本海空戦訓練区域

(空対空)

- ア、北緯三六度四八分 東経一三五度三〇分
- イ、北緯三六度三八分 東経一三五度三七分
- ウ、北緯三六度二〇分 東経一三四度五九分
- エ、北緯三六度三〇分 東経一三四度五二分

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

一、三九五・八〇 公海



区 域 名

位

置

面積(平方キロメートル)

公海、領海の別

九州空戦訓練区域(空対空)

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

- ア、北緯三四度五一分〇〇秒 東経一三〇度三五分一五秒
- イ、北緯三四度四三分二〇秒 東経一三〇度五二分一〇秒
- ウ、北緯三四度〇八分四〇秒 東経一三〇度二九分一〇秒
- エ、北緯三四度一六分四五秒 東経一三〇度二分四五秒

二、三一・六一 公海

三沢対地訓練区域(海上部分)

海上区域は、北緯四〇度五一分五九秒、東経一四一度三三分一五秒の点を中心とする半径八、〇四五メートル(五マイル)の円、この中心点より北一、六〇九メートル(一マイル)の点から真方位五八度に引いた線、この中心点より南一、六〇九メートル(一マイル)の点から真方位一〇八度に引いた線及びこの中心点より北一、六〇九メートル(一マイル)の点と南一、六〇九メートル(一マイル)の点を結ぶ直線で囲まれた区域のうち海上部分

四七・三一 領海、公海

水戸対地訓練区域(海上部分)

海上危険区域は、北緯三六度三三分二一秒、東経一四〇度三五分一五秒の点を中心とし半径一一、二六三メートル(七マイル)、真方位二〇度から九〇度に至る扇形区域

七〇・七一 領海、公海

次の点を結ぶ線で囲まれる区域

北部本州空戦訓練区域(空対空)

- ア、北緯四〇度四二分〇〇秒 東経一四一度五七分〇〇秒
- イ、北緯四〇度四八分〇〇秒 東経一四二度一九分〇〇秒
- ウ、北緯四〇度〇六分三〇秒 東経一四三度四分〇〇秒
- エ、北緯四〇度一二分〇〇秒 東経一四二度三五分一五秒

二六・二七・二九 公海

次の四点を結ぶ線で囲まれる区域

佐渡島空襲訓練区域(空  
対空)

ア、北緯三九度一六分 東経一三八度五八分

二、六五三・五一 公海

イ、北緯三九度一一分 東経一三九度二〇分

ウ、北緯三八度三五分 東経一三八度四〇分

エ、北緯三八度三〇分 東経一三九度〇二分

鳥島対地訓練区域(対地  
射撃)

北緯三二度一五分、東経一二八度〇六分の点を中心とする  
直径二二、二四メートル(二二マイル)の円内

三八七・九一 領海、公海

計 二 三 区域

注 区域の面積は、正式に計測していないので、概数である。

三三、八五七・三〇

別添資料三

地位協定第二条四項(a)関係共同使用施設の面積及び使用内容等

(昭四四、一、八現在)

| 施設及び区域名<br>助施設 | 使用面積               |                     | 使用内容           | 使用者      | 使用開始年月日   |
|----------------|--------------------|---------------------|----------------|----------|-----------|
|                | 土地<br>(平方メ<br>ートル) | 建物<br>(延平方メ<br>ートル) |                |          |           |
| キャンプ千歳補        | 一、三五〇              |                     | 戦車道路           | 自衛隊      | 昭三九、一一、二〇 |
|                | 二、八一六、五九八          |                     | 自動車訓練、演習、鉄道側線等 | 自衛隊      | 昭四一、一〇、二八 |
|                | 二、〇八五              |                     | 地下埋設灌漑用水路      | 南長沼土地改良区 | 昭四〇、一、二三  |
|                | 一〇                 |                     | 地下埋設水道管路       | 千歳市      | 昭四二、一、三一  |

| 施設及び区域名          | 使用面積                   |                 | 使用内容   | 使用者   | 使用開始年月日  |
|------------------|------------------------|-----------------|--|---|--|
|                  | 土地<br>(平方メートル)         | 建物<br>(延平方メートル) |  |   |  |
| 稚内通信施設           | 二四八<br>二九、八一〇<br>六、六八三 | 一一九             | 伝送回線ケーブル埋設<br>通信用ケーブル埋設<br>出入道路<br>小銃射撃訓練<br>けん銃射撃訓練     | 気象庁<br>電電公社<br>自衛隊<br>自衛隊<br>自衛隊<br>稚内警察署、海上保安庁 | 昭四三、八、二七<br>昭四三、一〇、二九<br>昭二九、五、二四<br>昭四〇、一二、七<br>昭四〇、一二、一七 |
| 十勝太通信所<br>キャンブ千歳 | 一六五<br>三、四五〇           | 七二、二五〇          | 水道管理施設<br>戦車道路   | 浦幌町<br>自衛隊                                      | 昭三八、九、六<br>昭三九、一一、二〇                                       |
| 三沢飛行場            | 三、八八〇<br>二、三九三         | 一四              | 通行及び汚水管埋設用地<br>灌漑用水管埋設及び維持管理<br>高圧送電線及び地下ケーブル敷設<br>鉄道側線敷 | 三沢市<br>東北電力(株)<br>青森県新産業都市建設事業団                 | 昭三六、一一、二二<br>昭四三、五、三一<br>昭四一、五、一三                          |
| 八戸貯油施設           | 一一                     | 三六、四二〇          | 車庫の階段を設置   | 国際自動車(株)  | 昭三八、二、一九   |
| 山王ホテル士官宿舎        | 六、八八〇                  | 航空機の誘導路         | 機体構造実験研究施設   | 運輸省   | 昭三七、二、九  |
| 関東村住宅地区及び補助飛行場   | 一、〇八三                  | 鉄道側線敷           | 航空宇宙技術研究所  | 西武鉄道(株)   | 昭三六、一一、二一  |
| 横田飛行場            | 二一三                    | 事務所及び宿舍敷等       | 自衛隊、気象庁  | 自衛隊、気象庁   | 昭四三、六、二六   |
| 南鳥島通信所           | 二、一一二、八八四              | 航空施設            | 自衛隊  | 自衛隊   | 昭三四、六、二五<br>昭四三、三、二六                                       |
| 木更津飛行場           | 一九、〇八五                 |                 |  |   |  |

|          |           |                        |                  |                       |
|----------|-----------|------------------------|------------------|-----------------------|
| 太田小泉飛行場  | 六二一       | 電波補助装置設置               | 運輸省              | 昭三六、一一、二一             |
| 水戸対地射撃場  | 三一一       | 電話ケーブル埋設               | 電 電 公 社          | 昭三七、一二、二一             |
|          | 一、〇一三     | 排水管理設                  | 動力炉・核燃料<br>開発事業団 | 昭四一、六、二一              |
|          | 二五        | 航路標識灯台を建設<br>駐とん地、訓練場等 | 海上保安庁            | 昭四一、八、五               |
| キャンプ朝霞   | 一、八一四、九三八 | 送水管設置                  | 自 衛 隊            | 昭三四、一〇、二六<br>昭三八、三、一九 |
|          | 一二、八九四    | 送水管設置                  | 東 京 都            | 昭四一、八、五               |
| 大和田通信所   | 三、二八九     | 送水管設置                  | 東 京 都            | 昭三九、二、一一              |
| ジョンソン飛行場 | 二四四、八九八   | 司令部、防空管制、隊舎等の施設        | 自 衛 隊            | 昭三四、四、二四<br>昭三六、一一、二一 |
| 横浜海浜住宅地区 | 八七        | 送電線敷                   | 東京電力(株)          | 昭三七、九、一八              |
| 山手住宅地区   | 二         | 汚水管埋設                  | 横 浜 市            | 昭四一、八、五               |
|          | 二二        | 消火用貯水槽設置               | 横 浜 訓 育 院        | 昭三七、五、二九              |
|          | 七一三       | 隣接住民の出入路               | 小松信之助            | 昭三七、二、二一              |
|          |           |                        | 上野 麟             |                       |
|          |           |                        | 相原 常太郎           |                       |
|          |           |                        | 宮坂 キク            |                       |
|          |           |                        | 横 浜 植 木          | 昭四〇、一一、五              |
|          | 二八        | 道 路                    | 寺 田 サキ           | 昭四二、五、一六              |
|          | 三三三       | 下水管埋設                  | 都 築 治 之 子        |                       |
| 根岸住宅地区   | 三九        | 下水管埋設                  | 横 浜 市            | 昭四〇、二、七               |
|          | 一〇三       | 下水管埋設                  | 横 浜 市            | 昭四一、二、二三              |
|          | 一         | 給水管埋設                  | 吉 田 輝 雄          | 昭四一、一〇、二〇             |
| 深谷通信所    | 五九九       | 鉄塔電線設置                 | 東京電力(株)          | 昭四一、二〇、二八             |

| 施設及び区域名 | 使 用 面 積        |                 | 使 用 内 容         | 使 用 者      | 使用開始年月日   |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
|         | 土地<br>(平方メートル) | 建物<br>(延平方メートル) |                 |            |           |
| 鶴見貯油施設  | 五一六            |                 | 酸素パイプの埋設        | 日本鋼管(株)    | 昭三九、七、一四  |
| 横浜冷蔵倉庫  | 六一二            |                 | 照明装置設置          | 横 浜 市      | 昭三八、五、一七  |
| 横浜貯油施設  | 一、八八三          |                 | 荷揚作業及び出入路用地     | 常磐炭鉱(株)    | 昭四〇、一一、五  |
| 厚木海軍飛行場 | 一、九四四          |                 | 鉄道引込線及び出入路と立体交差 | 日本道路公団     | 昭四一、六、七   |
| 相模総合補給廠 | 六、〇六九          | 六七              | 航空無線発信施設        | 運 輸 省      | 昭三九、九、二九  |
| 池子弾薬庫   | 四、四九〇          |                 | 超高压送電線の維持       | 東京電力(株)    | 昭三六、一一、二一 |
|         | 六、七二五          |                 | 超高压送電線の維持       | 東京電力(株)    | 昭三八、九、六   |
|         | 一、七二八          |                 | 送水管設置           | 横 須 賀 市    | 昭三九、二、一一  |
| 富岡倉庫地区  | 一一、二〇〇         |                 | 資材搬入通路          | 横 浜 市      | 昭四三、五、三一  |
| 吾妻倉庫地区  | 一、四九八          | 一〇七             | 信号所、気象観測所及び出入路  | 自 衛 隊      | 昭三七、九、一八  |
|         | 三、七四七          | 二、三四二           | 艦艇用燃料貯蔵所        | 自 衛 隊      | 昭三八、二、一九  |
|         | 四〇、〇〇〇         |                 | 弾薬整備所           | 自 衛 隊      | 昭四一、五、二三  |
|         | 三              |                 | 放射能測定装置         | 科学技術庁      | 昭三九、一一、二〇 |
| 横須賀海軍施設 | 一一、二六九         | 七〇八             | 艦船修理施設          | 自 衛 隊      | 昭三六、一一、二一 |
|         | 二、〇六六          |                 | 艦船の消磁施設設置       | 自 衛 隊      | 昭四一、三、四   |
|         | 一一二            |                 | 放射能測定装置         | 科学技術庁      | 昭三九、一一、二〇 |
|         | 六〇             |                 | 放射能測定装置         | 科学技術庁      | 昭四三、一、二二  |
| 田浦送油施設  | 一一、八五二         |                 | 出入路、鉄道側線        | 自 衛 隊      | 昭三五、三、一一  |
|         | 一八三            |                 | 専用鉄道側線敷         | 日本アミノ飼料(株) | 昭三七、一一、二一 |
|         | 四八             |                 | 水道管理設           | 横 須 賀 市    | 昭四二、四、一一  |

追浜海軍航空隊施設

一一、二四二

船積み集荷場

日産自動車(株) 昭四三、五、三一

長井住宅地区

三〇、〇三八

レィダー等設置

自衛隊 昭三七、一二、二二

長坂小銃射撃場

一〇四、二九四

小銃射撃訓練場

自衛隊 昭三九、一二、八

観音崎艦船監視所

六九、二八六

港湾防備訓練施設

自衛隊 昭三三、六、二七

横浜ノースドック

三四九

守衛室敷地等

昭三七、一二、二一

北富士演習場

四二、二五〇

進入路及び跳弾防止施設

自衛隊 昭四二、七、一八

三、〇〇〇

造林小屋兼監視小屋

山梨県 昭三六、一一、二一

一、八七二

道 路

山梨県 昭三九、三、三一

一、八六六

コンクリート床固工

山梨県 昭四二、四、一一

四五〇

コンクリート水路

山梨県 昭四二、五、一六

一七六

庁舎(事務所)

自衛隊 昭三五、五、一〇

一三六

庁 舎

農林省 昭三五、五、一〇

四〇一

庁 舎

水産庁 昭三五、五、一〇

一四九

庁 舎

運輸省 昭三五、五、一〇

二七二

会議室等

自衛隊、農林省、水産庁、運輸省 昭三五、五、一〇

無線中継所

自衛隊 昭四三、一〇、二九

飯駝車場

江田島町 昭四二、一二、二二

牛番小屋建設敷地

宇根勝人 昭四一、三、四

気象観測用レィダー施設設置

気象庁 昭四一、一〇、二八

航空施設

自衛隊 昭三三、三、二八  
昭三九、一、二四  
昭四三、四、二

六甲通信所 八七〇

秋月弾薬庫 九八

広弾薬庫 三三三

灰ヶ峰通信施設 一、〇九〇

岩園飛行場 三、六〇五、五九〇

施設及び区域名

使用面積  
 土地(平方メートル)  
 建物(延平方メートル)

使用内容  
 使用者  
 使用開始年月日

一一二七  
 八六、二三五  
 ターミナルビル敷地  
 滑走路、誘導路  
 全日本空輸(株) 昭三七、一二、二一  
 朝日新聞社 昭三七、一二、二一  
 東亜航空(株)

呉第六突提 四、〇九六 二三 艦船のけい留施設 自衛隊 昭三八、二、一九

雁ノ巣空軍施設 一八、一八二 VOR施設 運輸省 昭四〇、一、二二

春日原住宅地区 一〇五、六五二 二、四二七 隊舎、燃料置場 自衛隊 昭四〇、二、七

自動警戒管制組織施設の建設敷地  
 自衛隊 昭四三、五、三一

有線放送用通信線の埋設  
 春日町農業協同組合 昭四〇、五、二五

一一二八 放水管理設 春日町 昭四一、五、二三

板付飛行場 一〇 通信線埋設 日電公社 昭四〇、四、二

二 水道管埋設 上野浩 昭四〇、四、二

六五 水道管埋設 上野浩 昭四一、六、七

五 水道管埋設 福岡市 昭三九、七、二四

六 ガス管埋設 西部ガス(株) 昭三九、七、二四

一〇 電話線埋設 電電公社 昭三九、七、二四

一七 下水道管埋設 三井物産(株) 昭四〇、九、三

一 下水道管埋設 福岡市 昭四〇、九、三

一 水道管埋設 八尋秀規 昭四〇、二、七

三〇四、四〇五

民間航空機離着陸のための滑走路、誘導路及び駐機場  
外国民間航空機離着陸のための滑走路、誘導路及び駐機場

運輸省 昭四一、一二、二三  
大韓航空公社 昭四〇、九、一七  
キヤセイ太平 洋航空

芦屋対地射撃場

一、七四五

水道施設設置

岡垣町 昭四一、六、七

山田弾薬庫

一一二

排水管設置

北九州市 昭四三、三、一

六六〇

踏切交差道路

北九州市 昭四三、八、二七

平尾通信中継所

一、一七四

所有地への出入路等

寺崎末次 昭三八、六、二八

赤崎貯油所

二

放射能測定装置

日下部ミツ 昭四三、一〇、二九

一一一

水道管理設

科学技術庁 昭三九、一一、二〇

横瀬貯油所

三三六

跨線橋新設、下水溝移設

佐世保市 昭四一、五、二三

庵崎貯油所

三、七、五四三

放射能測定装置

佐世保市 昭四三、三、一

二

放射能測定装置

科学技術庁 昭四〇、九、三

向後崎艦船監視所

六六、〇六五

港灣防備訓練施設

自衛隊 昭四〇、一二、七

二

放射能測定装置

科学技術庁 昭三九、一一、二〇

佐世保海軍施設

一八、三六七

放射能測定装置

自衛隊 昭三九、一一、二〇

一七、四七七

庁舎、隊舎

自衛隊 昭三三、四、五

八、三六一

通信施設

自衛隊 昭三三、四、五

一四、四二八

補給所

自衛隊 昭四三、八、二七

四、九八五

庁舎の付属施設、訓練場

自衛隊 昭四三、一〇、二九



| 施設及び区域名   | 使用面積        |             | 使用内容                          | 使用者               | 使用開始年月日               |
|-----------|-------------|-------------|-------------------------------|-------------------|-----------------------|
|           | 土地(平方メートル)  | 建物(延平方メートル) |                               |                   |                       |
| (水域一、四七六) | 二           |             | 放射能測定装置設置<br>船舶けい留施設及び渡り棧橋を設置 | 科学技術庁<br>佐世保重工(株) | 昭三九、一一、二〇<br>昭四三、八、二七 |
| (水域四三〇)   |             |             | 船舶けい留施設及び渡り棧橋を設置              | 豊岡セメント(株)         | 昭四三、八、二七              |
| 埕辺地区      | 七七、一九八      | 一〇、八二九      | 器材倉庫等                         | 自衛隊               | 昭三四、二、二〇              |
|           | 二、〇二〇       |             | 係留柱、短艇吊の設置                    | 自衛隊               | 昭四二、五、一六              |
|           | 二           |             | 放射能測定装置                       | 科学技術庁             | 昭三九、一一、二〇             |
|           | 二〇          |             | 放射能測定装置                       | 科学技術庁             | 昭四三、一、一二              |
| 立神港区      | 一三、八三二      | 一一、二九三      | 補給所、工作所                       | 自衛隊               | 昭三三、九、二六              |
|           | 二、八一        |             | 補給所、工作所                       | 自衛隊               | 昭三七、二、九               |
|           | 一、四〇〇       | 六六八         | 補給所                           | 自衛隊               | 昭三八、六、二八              |
|           | 三、二五七       |             | 補給所                           | 自衛隊               | 昭三九、三、三一              |
|           | 一、四二三       |             | 工作所                           | 自衛隊               | 昭四〇、一、五               |
|           | 九七五         |             | 工作所                           | 自衛隊               | 昭四二、九、二九              |
|           | 一〇          |             | 放射能測定装置                       | 科学技術庁             | 昭三九、一一、二〇             |
|           | 一九七六        |             | 船舶修理施設                        | 佐世保重工(株)          | 昭四三、一〇、二九             |
| 計 五六施設    | 二一、九八一、六八二  | 二三六、七一八     |                               | 政府関係機関            |                       |
|           | 水域面積(一、九〇六) |             |                               | 延 五三機関            |                       |
|           |             |             |                               | 民間等               |                       |
|           |             |             |                               | 延 四七名             |                       |

注 (一)内水域面積は外数である。

別添資料四

地位協定第三条一項による使用施設の面積等

(昭四四、一、八現在)

| 施設及び区域名    | 使用面積           |                 | 使用部隊名   |
|------------|----------------|-----------------|---------|
|            | 土地<br>(平方メートル) | 建物<br>(延平方メートル) |         |
| キャンプ千歳補助施設 | 五、七八四          | 三、四八八           | 陸部航空方面隊 |
| 雑内通信施設     | 一、四二五          |                 | 陸部航空方面隊 |
| 三沢飛行場      | 六三、一八八         | 三二一             | 陸部航空方面隊 |
| 三沢対地射爆撃場   | 七、五九一、四〇三      |                 | 陸部航空方面隊 |
| 府中空軍施設     | 一、七四九          | 一、二〇六           | 航空総隊司令部 |
| 水戸対地射爆撃場   | 三、二八八、七五〇      |                 | 東部航空方面隊 |
| 三沢飛行場      | 二〇、四六七         | 三二九             | 東部航空方面隊 |
| 横須賀海軍飛行場   | 一九、八三五         | 一七四             | 東部航空方面隊 |
| 厚木海軍飛行場    | 七二、一二三         | 一二六             | 東部航空方面隊 |
| 横須賀海軍施設    | 一、九八三          | 三、六三六           | 東部航空方面隊 |
| 座間小銃射撃場    | 六四、九三一、四九九     |                 | 東部航空方面隊 |
| 北富士演習場     | 二六、三三九         |                 | 東部航空方面隊 |
| 沼津海浜訓練場    | 一三、七四          | 一四七             | 東部航空方面隊 |
| 板付飛行場      | 二、六四九          | 二七四             | 東部航空方面隊 |
| 春日原住宅地区    |                |                 | 東部航空方面隊 |

| 施設及び区域名 | 土地(平方メートル) | 建物(延平方メートル) | 使用部隊名       |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 芦屋対地射撃場 | 三、二五八、〇二三  |             | (空) 西部航空方面隊 |
| 鳥島対地射撃場 | 一八八        |             | (空) 西部航空方面隊 |
| 富士營舎地区  | 五八         |             | (陸) 東部方面隊   |
| 計       | 七九、二九七、一八四 | 九、六九一       |             |

別添資料五

地位協定第二条四項(b)關係共同使用施設の面積等

(昭四四、一、八現在)

| 施設及び区域名           | 所在地 | 土地(平方メートル) | 建物(延平方メートル) | 面積  | 積     | 米軍が使用していないときの使用者 |
|-------------------|-----|------------|-------------|-----|-------|------------------|
| 名寄演習場<br>(キャンプ王子) | 北海道 | 一、七九九、二二一  | 四、〇〇一       | 七二九 | 陸上自衛隊 |                  |
| (硫黄島通信所)          | 東京都 | 一、七三三、四九三  |             |     | 陸上自衛隊 |                  |
| (南鳥島通信所)          | 東京都 | 六八、五八五     |             |     | 海上自衛隊 |                  |
| 富士演習場             | 静岡県 | 九〇、一七二、九〇七 |             |     | 陸上自衛隊 |                  |
| 長浜小銃射撃場           | 広島県 | 二一八、〇九四    |             |     | 海上自衛隊 |                  |
| 早岐小銃射撃場           | 長崎県 | 二九七、五一七    |             | 一一九 | 陸上自衛隊 |                  |
| 日出生台・十文字原演習場      | 大分県 | 五三、四八三、六一四 |             |     | 陸上自衛隊 |                  |
| 桜谷小銃射撃場           | 福岡県 | 二五六、一八三    |             | 一四三 | 陸上自衛隊 |                  |

入戸  
設 LST けい留施

青 森 県

六一七

けい留船舶一般

計 一〇施設

一四八、〇三四、一三二

九八八

注 ( ) を付した施設は、提供施設の一部が地位協定第二条四項(b)施設であることを示す。